平成２５年（フ）第５２０号
大阪市都島区都島本通５丁目13番10号ラフォーレ都島本通Ⅱ　401号
債務者　南場　　陽
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７３９号
大阪市都島区友渕町１丁目３番29―404号
債務者　押田　明美
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９号
北海道帯広市西16条南５丁目16番19号
債務者　三原　浩美
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
北海道帯広市東３条南20丁目１番地２　アークヒルズ202号
債務者　福士　拓司
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１３５号
千葉県君津市外箕輪４丁目13番31号　102
破産者　宇山　洋次
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１６３０号
名古屋市西区堀越２丁目４番25号　エステート堀越202号
破産者　和田　雅史
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８５４号
札幌市北区新川５条６丁目４番14号
破産者　大川　輝己
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０１８号
札幌市白石区米里５条１丁目３番30号　札幌ロイヤル病院４階
破産者　鈴木　年幸
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２４０号
札幌市白石区栄通18丁目４番６―703号
破産者　兵藤　　恵（旧姓丸山）
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２４３号
札幌市豊平区月寒中央通４丁目４番27―803号
破産者　佐藤　敏文
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２４４号
札幌市豊平区月寒中央通４丁目４番27―803号
破産者　佐藤　晴美
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９３８号
札幌市手稲区曙６条３丁目10番８号
破産者　大平　幸夫
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１２号
北海道川上郡弟子屈町朝日１丁目５番18号、破産手続開始決定時の住所北海道川上郡弟子屈町朝日２丁目２番３―３号
破産者　江上　聖一
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１６５号
福島県須賀川市堀底町76番地　ヤマニビル１―202号
破産者　松浦　清子
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第７３４号
埼玉県川越市大字下広谷1170番地３　ガーデンハイツ広谷Ａ―101号室
破産者　眞柄　達也
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３７１号
静岡市葵区川合１丁目１番７―502号、開始決定時の住所静岡市葵区昭府１丁目15番13号
破産者　望月　和典
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１０号
静岡市駿河区向敷地132番地の１　第２松本コーポ301号
破産者　杉本　和之
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６１７号
静岡市葵区与一４丁目７番５号　アークＶ、旧住所静岡市駿河区富士見台１丁目６番27号
破産者　林　　幸子
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部